

私幼研機構第 03194 号
令和 3 年 11 月 30 日

全日私幼連

都道府県団体長 様
教育研究委員長 様

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
理事長 安家 周一
(公印省略)

令和 4 年度の免許状更新講習について (ご案内)

日頃より、当機構の活動にご理解ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より、令和 3 年 11 月 29 日付 3 教教人第 30 号、令和 4 年度免許状更新講習の認定申請等について (通知) が発出されました。

以下に、概要は記載いたしますが、詳細は別添の通知本文をご確認いただき、令和 4 年度免許状更新講習の開設についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

【通知文概要】

- ・次期通常国会で法改正が認められた場合、令和 4 年度途中で教員免許更新制が発展的解消となる可能性がある。
- ・令和 4 年度途中で教員免許更新制が発展的解消された場合 (次期通常国会で法改正が認められた場合)、法改正後に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎える者は、免許状更新講習の受講や、免許の更新手続きが不要となる。
- ・令和 4 年度に免許状更新講習を開設する場合は、必修、選択必修、選択領域の 3 領域は撤廃し、それに応じて免許状更新講習の認定申請を選択より行っていただく必要がある。
- ・令和 4 年度に免許状更新講習を開設する場合は、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について (通知)」で示されている特例の適用が認められる。

【本件に関するお問い合わせ】

本件に関するお問い合わせは、当機構にメールにてお問い合わせください。

メールアドレス : info@youchien-kikou.com

以上